

奈良県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和五年五月八日

奈良県知事 山下 真

川口 貴弘	施術者の氏名	川口整骨院 磯城郡三宅町大字石見六一二	施術所の名称及び所在地	令和五年三月一日	指定年月日
-------	--------	------------------------	-------------	----------	-------